

今別町入札監視委員会準備委員会設置要綱

(設 置)

第1条 今別町入札監視委員会（以下「委員会」という。）の開催準備を円滑に推進するため、今別町入札監視委員会準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 委員会の基本構想案の策定に関すること。
- (2) 委員会の委員候補の選定、公募に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組 織)

第3条 準備委員会は、町長、担当課長、課長補佐(代理)、係長、課員（以下「委員 等」という。）をもって組織する。

- 2 委員長は、町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、課長級をもって充てる。
- 4 委員は、その他の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員長は、必要に応じて準備委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の了解を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、協議事項に関して必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 準備委員会の事務を処理するために、総務企画課に事務局を置く。

(承 継)

第7条 準備委員会は、今別町入札監視委員会（以下「委員会」という。）が設立されたときは、その業務を委員会に引き継ぐものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

- 附 則 1 この要綱は、令和４年８月８日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会の設置をもって効力を失う。